

平成19年1月15日(月)

於：舞台が丘会館大会議室

第2回 国民保護協議会議事録

(司会：総務課長)

本日はお忙しいところ第2回国民保護協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日の会議でございますが、委員3名が所用により欠席しているところですが、市国民保護協議会条例第4条第2項に規定による過半数の出席が得られていますので会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは定刻になりましたのでこれより会議を開会いたします。開会に先立ちまして、瀧澤職務代理よりご挨拶を申し上げます。

(瀧澤 会長職務代理)

会長の市長が、所要がございまして出席できませんので、私、会長職務代理者の瀧澤でございますが、会長に代わりご挨拶を申し上げます。

委員皆様におかれましては、ご多忙のところ、第2回の東御市国民保護協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本市におきましては、昨年11月24日に第1回の国民保護協議会を開催いたし、委員皆様に、東御市国民保護計画(素案)をお示しし、ご説明申し上げたところでございますが、本日は、当計画(素案)について、長野県との事前協議が予定されていますので、素案を成案にしたいと考えているところであります。細部にわたりご審議いただきますようお願い申し上げます。

又、当計画資料編の記載内容(案)につきましても、お示しいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(司会：総務課長)

ありがとうございました。それでは、瀧澤職務代理、以降の進行をお願い致します。

(瀧澤 会長職務代理)

それでは、次第の3にございます(1)東御市国民保護計画(素案)を議事とします。事務局説明をお願い致します。なお計画(素案)5編が一括上程されていますので、各編ごとに区切って、ご質問、ご意見を頂戴し、お諮りして参りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(事務局)

それでは、第1編についてご説明いたします。第1編「総論」は1頁から14頁でございます。

まず、1頁、2頁をご覧ください。第1章では、市は、住民の生命、身体及び財産を保

護する責務があることにかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、当市の責務を明らかにするとともに、当市の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について記述しています。

この章の特徴としましては、武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、東御市地域防災計画に基づく取り組みのうち、活用可能なものは踏襲していくことを明記した点であります。この点につきましては、国民保護計画、地域防災計画それぞれの計画を見直す必要が生じても、見直す事項を相互に利用することができ、自ずと整合性が確保される点で意義があると考えています。

次に2頁から3頁をご覧ください。第2章「国民保護措置に関する基本方針」でございます。

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定めたものです。この章は、第1回協議会においてご承認いただきました「8項目に亘る東御市国民保護計画の基本的な考え方」における基本方針を詳述したものであります。

次に4頁、5頁をご覧ください。第3章の「関係機関の事務又は業務の大綱等」についてご説明いたします。

市が国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに県の役割を確認しています。加えて関係機関の連絡先について示してありますが、関係機関の連絡先につきましては、県の指示により資料編へまとめることとなっておりますので項目のみ記述しました。

この章の特徴としては、先の協議会でも申し上げましたとおり、市の姿勢として4頁表中に「新たな情報伝達システム構築」について検討、整備を図っていくことを明記している点であります。

次に、6頁から10頁をご覧ください。第4章の「市の地理的、社会的特徴」でございます。

この章は、気候にあつては東御市の平成17年度統計データを使用し、人口分布は平成18年10月1日現在データを活用して作成しています。

又、10頁の社会的な特徴のその他項目として、先の協議会で計画に含めるべきか否か検討していると申し上げたところですが、既に周知されている公開情報の内容のみを記載することと致しました。

よって計画(案)として県へ事前協議する資料には、東京電力島川原発の所在地、型式、最大出力、運転開始年月の3項目について記載することと致しました。

所在地...東御市島川原109

型式...水路式

最大出力...15,700kW

運転開始...昭和5年11月

次に、11頁から14頁をご覧ください。第5章の「市国民保護計画が対象とする事態」ではありますが、本章については、「着上陸進攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」「NBC攻撃」の5類型を想定しています。

この章における特徴は、モデル計画においてはNBC攻撃を除く4類型を想定し、事態類型のみ箇条書きで記載されているところではありますが、「長野県国民保護計画」が5類型を想定し、しかもそれぞれの事態の特徴及び留意点に至るまでわかりやすく詳細に記載されていますので、それらを踏襲している点でございます。

以上でございます。

(瀧澤 会長職務代理)

第1編 総論について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(委員)

先ほどの説明において、素案11頁の第5章1武力攻撃事態の想定類型は5類型との説明があり、表中もそのようになっているが、説明文の記載が4類型となっている。誤りではないか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりです。記載内容の誤りですので訂正いたします。

(その他質疑、意見無し)

(瀧澤 会長職務代理)

意見が無いようなのでお諮り致します。第1編につきましてはご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(瀧澤 会長職務代理)

それでは第2編 平素からの備えや予防について事務局から説明願います。

(事務局)

はい。続きまして、第2編について、ご説明いたします。第2編は15頁から33頁までであり、「平素からの備えや予防」について記述しています。

まず、15頁から16頁の第1章第1「市における組織・体制の整備等」についてご説明いたします。

これは、市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課局等の平素の業務、職員の参集基準等について定めたものであります。

1の「市の各部課局における平素の業務」については、事務局において、東御市地域防災計画に準じ定めました。本日ご出席の第6号委員の皆様には、当該計画で示した各部

の業務内容について十分に精査していただきたいと存じます。

次に、16頁2の「市職員の参集基準等」についてですが、長野県国民保護計画および自然災害対策等で構築された防災計画の参集基準を一部活用しております。

また、24時間の即応体制についてですが、当市においては、常備消防による夜間体制が構築されているため、現行の態勢を維持していくことで体制を確保したいと考えております。

次に、17頁、武力攻撃等の不測の事態が生じた場合の体制に関して、ご説明いたします。

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じる必要があることから、事態認定の有無に応じた体制について定めています。

まず、事態の認定は有るが、市対策本部設置の通知前の体制として、全庁的な対応までには必要がないが、情報収集・分析の対応が必要な場合の体制として、「総務部総務課体制」を、全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合の体制として「緊急事態連絡室（仮称）体制」を、同じく事態の認定があり、かつ、市対策本部の設置指定通知後の体制として、「市国民保護対策本部体制」の3段階の体制を整備いたしました。

また、事態の認定がなされていない場合の体制として、全庁的な対応の必要は無いが、情報収集・分析の対応が必要な場合と、全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合については、区別し、事態認定が有る場合と同様に「総務部総務課体制」「緊急事態連絡室（仮称）体制」としています。

ただし、突発的な事案が発生するなどにより、その被害が災害対策基本法上の被害に該当している場合、国民保護に準じた措置を実施する必要があるのか、自然災害なのかを検討する体制として、「市災害対策本部体制」を整備いたしました。

そして、職員の参集基準ですが、「総務部総務課体制」については、自然災害発生の警報を受けた場合の対応と同様に、総務課及び消防防災課の職員で対応いたします。

次に「緊急事態連絡室（仮称）体制」では、後ほど詳述いたしますが市長を初め、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要因により構成します。市の各部局長及び関係各課の職員も該当となりますが、参集職員の数は、事態の状況により判断することとします。

次に、市国民保護対策本部体制及び災害対策本部体制についてですが、参集者は全職員とします。

尚、対策本部の本部員ですが、これは、38頁、第3編第2章の中で詳述しているところですが、助役、収入役、教育長及び総務部長、民生福祉部長、産業建設部長、総合支所長、議会事務局長、教育次長、市民病院長によって構成され、その補佐機能としては、総務課、消防防災課、企画課職員によって構成される「総務班」、「情報通信班」を組織するよう計画しました。後ほど触れさせていただきたいと存じます。

次に、非常時に市長等との連絡が取れない場合の指揮代行について17頁、(4)(5)において記載することとしました。

又、18頁、「3 消防機関の体制」として、消防の初動体制整備のなかで、消防団の充実・活性化について触れさせていただきました。現時点における東御市消防団の現状をみますと、団員の不足や高齢化等が深刻な問題としてクローズアップされているところです。それら状況を踏まえ、当該項目について追記したところであります。

また、現時点においては、事態等の発生に伴う消防団員の参集基準については定められてございません。よって、消防本部において策定される消防団の参集基準を参考にして、定めることを明記致しました。

その他の項目につきましては、モデル計画、長野県計画に準じて作成しています。

次に19頁から21頁をご覧ください。同章第2の「関係機関との連携体制の整備」について、ご説明いたします。これは、市が国民保護措置を実施するにあたっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関との相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定めたものであり、「モデル計画」に準じて記述しています。

次に、21頁の同章第3の「通信の確保」について、ご説明いたします。

市は、武力攻撃事態等における通信連絡にあたっては、防災計画で整備された通信連絡体制を活用することとしていますが、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多重化や必要な機器の整備・充実を図ることを記述しています。

先に触れましたとおり、通信の確保は、東御市において最重要課題であります。特に武力攻撃事態等においては、全市民につつがなく、瞬時に情報が伝達できるようにしなくてはなりません。的確に情報収集・連絡体制を整備するために、新たな情報伝達システムの構築に努めると計画するものでございます。

次に、21頁から26頁をご覧ください。同章第4の「情報収集・提供等の体制整備」について、ご説明いたします。

市が武力攻撃事態等において行う、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等のため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項を記述しています。

特徴としては、国が現在導入を検討している「全国瞬時警報システム」、名称が「J-ALERT」と呼ばれていますが、この導入を前提としたうえで、新たな情報伝達システムで構築していくことについて記述しております。

その他の項目につきましては、モデル計画ではなく、全般的に長野県国民保護計画を参考に詳述してあります。

次に、26頁から28頁までの同章第5の「研修及び訓練」については、モデル計画に準じて記述しておりますので、特に特徴はございません。

次に、28頁から31頁をご覧ください。第2章の「避難、救援に関する平素からの備え」について、ご説明いたします。

この章で特徴的なものとしては、市内大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に

行われるように、施設管理者との情報伝達体制を確立していくことを記述した点であります。

又、30頁、「6 生活関連等施設の把握等」につきましては、県を通じて把握することとされていますが、先の「第1編 総論 市の特徴」でも触れました、発電所やガス事業施設などが該当します。これら関連施設の管理者や従業員に対しましては、国から示された留意点の周知徹底を図っていくなど、記述しました。

次に、31頁から32頁をご覧ください。第3章の「物資及び資材の備蓄、整備」でございます。備蓄については、国民保護のための備蓄と防災のための備蓄を兼ねることと致しました。

又、「国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材で、安定ヨウ素剤・天然痘ワクチンといった医薬品や放射線測定装置といった資材の備蓄・調達にあつては、国において整備等を行うとされ、県では国の整備状況を踏まえ連携して対応する。」と、県国民保護計画に記述されていますので、本来、国が備蓄すべきと解釈されている物品については当計画案では「県及び関係機関の整備状況を踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。」という標記に留めました。

32頁から33頁の第4章「国民保護に関する啓発」については、モデル計画に準じて示しておりますので、特筆すべき点はありません。

(瀧澤 会長職務代理)

「第2編 平素からの備えや予防」について説明があったわけですが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

(瀧澤 会長職務代理)

意見が無いようなのでお諮り致します。第2編につきましてはご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(瀧澤 会長職務代理)

それでは、「第3編 武力攻撃事態等への対処」について、事務局説明を願います。

(事務局)

はい。それでは、第3編についてご説明いたします。第3編は34頁から72頁まででございます。

第3編第1章、ページは34頁から36頁ですが、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置について記述しています。

これは、多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となってくるという観点から、事案発

生時に迅速に対応できるような初動体制について定めたものです。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報キャッチした場合においても、同様に即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられますので定めたものです。

事態認定前における情報収集体制につきましては、先にも触れましたが「緊急事態連絡室（仮称）」を設置することになります。

緊急事態連絡室ですが、統括を市長として、構成員に助役、国民保護担当部課長、消防団長、各部長及び関係各課の職員が該当とるわけですが、参集職員の数は、事態の状況により必要不可欠な少人数の要因で構成していくと計画しました。

次に、36頁から42頁の第2章の「市対策本部の設置等」についてご説明いたします。これは、当市に市対策本部の設置指定があった場合、市は市対策本部を迅速に設置し、市域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定めたものであります。

市対策本部の構成ですが、38頁をご覧ください。市長を対策本部長とし、副本部長に助役、収入役、教育長、総括本部員に国民保護担当部長である総務部長を、本部員は各部長等といたしました。

又、これら「本部員会議」をサポートする立場から市対策本部長の補佐機能として、総務班、情報通信班を整備することとし、以下26班の組織編成とする全庁体制を定めました。

尚、これらはすべて、自然災害に対処するべく策定した地域防災計画をそっくり踏襲していますのでご確認願います。これら組織以外の項目につきまして、モデル計画に準じて作成してございます。

次に、42頁～45頁をご覧ください。第3章の「関係機関相互の連携」について、ご説明いたします。

これは、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に連携し、それぞれの関係機関と他の市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、定めたものです。

この章につきましては、市町村モデル計画、県国民保護計画に準じて記述しています。

次に45頁から55頁をご覧ください。第4章の「警報及び避難の指示等」についてご説明いたします。

これは、市が武力攻撃事態等に際して、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めたものです。

まず、45頁から47頁の第1「警報の内容の伝達等」ですが、おおむね市町村モデル計画に準じていますが、伝達方法につきまして、現在市は同報系の伝達システムを保有していませんので、現行のあらゆる情報伝達手段を講じることによって周知するよう定

めたところでございます。

次に、48頁から55頁をご覧ください。まず48頁、第2「避難住民の誘導等」についてご説明いたします。市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を実施する活動区域の安全が確保、確認され次第、市職員等により避難住民の誘導を行うこととなります。

避難住民の誘導等は、市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について定めたものです。

住民の避難誘導に関しては、国民保護法第62条第1項において、「市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。」と規定されており、また、同法第63条第1項において、「市長は、避難住民を誘導するために必要があると認めるときは、警察署長又は自衛隊法第76条第1項等の規定により出場を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。」と規定されているため、市、東御市消防署、消防団が中心となる記述としました。

特徴的なものとしては、54頁から55頁に記述してある「想定される避難の形態と市による誘導」で、市町村モデル計画では武力攻撃の3類型に特化して記載されているところですが、東御市では長野県モデル計画に準じ、NBC攻撃による場合の事態の誘導形態を追記しています。

なお、武力攻撃が予測される地域における避難誘導等の国民保護措置については、「事態対処法第17条及び国民保護法第22条の国の安全配慮義務の趣旨に照らし、市の職員や消防団員が引き続き住民の避難誘導等の措置を行う法律上の義務を負うものではない。」とされていますので、知事が避難の指示を行ったときは、地方公共団体や地方公共機関等の職員や消防団員も、他の住民と同様に避難することを原則としています。

次に、55頁から56頁をご覧ください。第5章の「救援」につきましては市町村モデル計画をすべて踏襲しています。

57頁から59頁をご覧ください。第6章の「安否情報の収集・提供」ですが、この章は、長野県モデル計画に準じて記述しております。これは「モデル計画」の情報セキュリティが非常に甘いとの判断によるもので、長野県において情報セキュリティを強化した内容での記載内容の修正提示がありましたので、それを踏襲したものです。

次に、59頁から67頁の、第8章の「武力攻撃災害への対処」について、ご説明いたします。

この章は、市が、武力攻撃災害といった特殊な災害現場への対応活動をしていくためには、安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項について定めたものです。

59頁をご覧ください。この章の第1「武力攻撃災害の対処」、第2の「応急措置等」については、市町村モデル計画に準じて記述しています。

次に、64頁から65頁で、第3「生活関連等施設における災害への対処等」につきましては、市町村モデル計画に記載される石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止の項目を本計画からは削除してございます。

他は、市町村モデル計画に準じ記述しています。

尚、67頁の上段表 国民保護法第108条第1項に基づく措置欄ですが、先の協議会において委員よりご指摘があった対象物件3号の「死体」という表記方法につきましては「遺体」と改め、同様に下段表中 国民保護法施行令第31条に基づく通知事項3にあっても、「死体」を「遺体」と改めるよう考えております。

これら表記につきましては、法律の条文では「死体」という表記を用いているわけですが、委員ご指摘のとおり、計画を公表する際、市民の皆様もいささか抵抗があると判断されますので、それらを考慮したものであります。

次に、68頁、第8章「被災情報の収集及び報告」についてですが、市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていますので、被災情報の収集及び報告にあたって必要な事項について定めています。

この章は、市町村モデル計画に準じて記述しています。

次に、68頁から69頁の第9章の「保健衛生の確保その他の措置」について、ご説明いたします。市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めています。

この章についても、市町村モデル計画に準じて記述しています。

次に、69頁から70頁をご覧ください。第10章の「国民生活の安定に関する措置」でございますが、この章についても、市町村モデル計画に準じて記述しています。

次に、70頁～72頁、第11章「赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理」についてご説明いたします。この章は、市が、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等や特殊標章等を管理することとなるため、これら標章等の適切な交付、管理について必要な事項を定めたものであります。

この章において特徴的なものは、「モデル計画」においては特殊標章等の交付管理についてのみ記述があるわけですが、それらに加え赤十字標章等についても追記した点であります。

東御市には市民病院という中核病院がございます。武力攻撃事態の発生によって、長野県の交付要綱に基づき、医療関係者へ交付、使用させる赤十字証票等についても、広く認識する必要があると判断し、記述したところでございます。

以上でございます。

(瀧澤 会長職務代理)

「第3編 武力攻撃事態等への対処」について説明があったわけですが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(委員)

素案62頁3 応急公用負担等の項目に、「市は、緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を収用する措置を講ずる。」という記載があるが、この場合における地権者の同意や補償をどう考えているのか。又、これら行為は強制的に発動できるものなのか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、「物件の収用」「土地建物の使用」につきましては、市が武力攻撃事態等に対処するため、市民の自由と権利に制限を加える行為であります。これら措置はあくまでも基本的人権を尊重した上での行為であり、仮に実施する必要性が生じた場合でも、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から守ることを目的とした必要最低限の行為であり、法令の定めに従って行うものですのでご理解願います。

なお、補償につきましては、「素案18頁4 国民の権利利益の救済に係る手続き等」において損失補償、損害補償に関する手続きの法令条項について内容を記載してまいりますので申し添えます。

(その他意見なし)

(瀧澤 会長職務代理)

意見が無いようなのでお諮り致します。第3編につきましてはご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(瀧澤 会長職務代理)

それでは、「第4編 復旧等」について、事務局より説明願います。

(事務局)

はい。第4編の「復旧等」についてご説明いたします。73頁から76頁まででございます。

73頁の第1章については、市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとなります。この章では、応急の復旧に関して必要な事項について定めております。

これらはすべてモデル計画に準拠しています。

次に、第2章の「武力攻撃災害の復旧」ですが、市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととなります。この章では、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定めています。

これもすべてモデル計画に準拠しています。

次に、74頁、第3章の「国民保護措置に要した費用の弁済等」ですが、市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされておりますの

で、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等の必要な事項について定めています。

この章につきましても、モデル計画に準じ記述しています。本編の説明は以上であります。

(瀧澤 会長職務代理)

「第4編 復旧等」について説明があったわけですが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(意見・質疑なし)

(瀧澤 会長職務代理)

意見が無いようなのでお諮り致します。第4編につきましてはご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(瀧澤 会長職務代理)

それでは、「第5編 緊急処理事態への対処」について、事務局より説明願います。

(事務局)

はい。それでは最終編であります第5編についてご説明いたします。76頁でございます。

第5編は、「緊急処理事態への対処」であります。本章では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における危機情報の監視」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項について定めています。

これら記載内容はすべて「モデル計画」に準じ作成しているところでございます。

以上でございます。

(瀧澤 会長職務代理)

「第4編 復旧等」について説明があったわけですが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(意見・質疑なし)

(瀧澤 会長職務代理)

意見が無いようなのでお諮り致します。第5編につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(瀧澤 会長職務代理)

ありがとうございました。東御市国民保護計画(素案)につきましては、ご審議いただきましたとおり、一部修正したうえでこれを成案とし、長野県との事前協議に付したいと思っております。それでは次に議事(2)東御市国民保護計画資料編の記載内容(案)についてを議題と致します。事務局説明願います。

(事務局)

はい。資料編記載内容（案）につきましてご説明いたします。

市の国民保護計画につきましては、5編と資料編による体系としたい旨は先の協議会においてご提案し、ご承諾をいただいたところであります。よって資料編につきましても協議会にお諮りする必要がございますので上程するものです。

資料編につきましては、6区分、22項目とし、詳細は別紙内容のとおり作成を致したいと計画しているところでございます。よろしく願いいたします。

（瀧澤 会長職務代理）

「東御市国民保護計画資料編記載内容（案）」について説明があったわけですが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

（委員）

資料編の各項目を見ると「平成18年度以降作成」としている項目が多いわけですが、これは具体的にいつ作成する計画なのかお尋ねします。又、3避難（1）に避難実施要領とありますが、これは「非難実施要領のパターン」で宜しいですね。

（事務局）

「平成18年度以降」とある項目につきましては、本年度、十分に検討する時間が無いことから平成19年度には整備したいと考えております。又、避難実施要領でございますが、委員ご指摘のとおり、非難実施パターンでございます。訂正いたします。

（委員）

資料編の各項目は計画書の頁からすれば、かなりバラバラに配置されているように思いますが、これを計画書の頁順に整理することなどはご検討されないのですか。

（事務局）

委員ご指摘のとおり、区分順かつ重要項目順に分類しましたので計画の頁順と奈ってございません。再度事務局で精査し、見易く理解しやすい表記方法に改める方向で検討検討してまいります。

（その他意見・質疑なし）

（瀧澤 会長職務代理）

意見が無いようなのでお諮り致します。「東御市国民保護計画資料編記載内容（案）」につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（異議無し）

（瀧澤 会長職務代理）

それでは、議事のその他につきまして、事務局の方からは何かございますか。

（事務局 飯島課長補佐）

はい。議事ではないのですが2点お願い致します。一点目ではありますが、国民保護計画の策定にあたっては、「広く市民に意見を求め」とされていますので、本市ではホームページに国民保護計画の頁を設け、素案や協議会の議事録等を広く周知し、意見を求めているところです。

しかしながら、本日現在市民からのお問い合わせやご意見は寄せられてはいませんのでご報告致します。

2点目ですが、次回の国民保護協議会の日程についてお伺いするわけであります。長野県協議は概ね2月中旬頃終了する予定です。したがって、次回の最終協議会、つまり計画(案)を答申する最終の委員会を2月の下旬から3月上旬に予定したいと考えていますので宜しくお願いいたします。

(瀧澤 会長職務代理)

只今のご説明で何かご意見はございますか。(異議無し)無いようですのでそのように進めさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

大変長時間にわたって慎重審議、ありがとうございました。今後とも本市の特性に即した、実効性のある計画となりますよう、皆様の忌憚りの無いご意見、ご指導をお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の国民保護協議会を閉会と致します。